

一面

2016年10月27日 朝刊

津波犠牲は大川小に過失 遺族へ14億円賠償命令



東日本大震災時に学校で最大の津波被害を出した宮城県石巻市立大川小を巡り、死亡・行方不明になった児童七十四人のうち二十三人の遺族が市と県に計約二十三億円の損害賠償を求めた訴訟の判決で、仙台地裁は二十六日、計約十四億二千六百万円の支払いを市と県に命じた。

◆仙台地裁「予見できた」

学校側は津波襲来を予見できた上、助かった可能性が高い裏山を避難先に選ばなかった過失があると認定。学校防災の在り方に大きな影響を与えそうだ。

大川小訴訟の主な争点			
	遺族側主張	石巻市側主張	裁判所の判断
可能性	教員は、大津波警報や広報車による高台避難の呼び掛けから、予見できた	学校は津波浸水想定区域の外側にあり、予見できなかった	遅くとも津波襲来7分前までに、広報車の避難の呼び掛けを聞いており、予見できた
地震直後の行動	情報の収集と分析を怠り、根拠もなく長時間、校庭に待機した	学校は津波発生時の避難場所だった。余震の中で児童を落着かせていた	校庭で防災無線を聞くことができたので、当面の間とどまったのは不相当とはいえない
避難先	裏山に避難していれば、短時間で容易に津波を回避できた	裏山は地震で崩れる危険性があった。堤防付近は学校より標高が高く合理的な選択だった	津波を予見した段階で裏山に避難していれば被災を免れた可能性が高い

大川小は海岸から約四キロ離れ、津波の浸水想定区域の外だったが、高宮健二裁判長は判決理由で「津波到来七分前までに教員らは、標高一・五メートル前後の校庭にとどまっていたら、児童の生命身体に具体的な危険が生じると予見できた」と判断した。学校の前を通った市の広報車が、津波の接近を伝え、高台避難を呼び掛けたのを教員が聞いたことを理由とした。

遺族が主張した通り、裏山を避難場所とすることに支障はなかったとも指摘。「被災を回避できる可能性が高かった裏山に避難しなかった結果、津波に巻き込まれた」と、学校側の過失と死亡との因果関係を認めた。大川小より高い標高約七メートルの堤防付近に向け移動したことについては「六～十メートルもの津波が予見される中、避難場所として適していなかった」とした。周囲の津波の高さは約八・七メートルだった。

判決後、原告団長の今野浩行さん（54）は「主張がおおむね認められほっとした」と話した。石巻市の亀山紘市長は記者会見し「市の主張が認められなかった結果を重く受け止めている。市には道義的責任がある」と述べた。控訴するか早い段階で決めるという。

判決によると、二〇一一年三月十一日午後二時四十六分に震災の地震が発生。揺れが収まった後、教員は児童を校庭に避難させた。遅くとも午後三時半ごろ、広報車の避難の呼び掛けを教員が把握。同三十五分ごろまでに、児童は約百五十メートル離れた堤防付近への移動を始めたが、同三十七分ごろ、辺り一帯を襲った津波で被災した。

津波は約二百メートル離れた北上川をさかのぼるなどして堤防を越え、教職員十人も犠牲になった。

◆大川小訴訟判決骨子

▼宮城県石巻市と県は連帯し、津波で死亡した大川小学校の児童23人の遺族に総額約14億2600万円を支払え

▼教員は津波発生前に、津波発生時の具体的な避難場所を明記するなど危機管理マニュアルを改める注意義務を負っていたとは言えない

▼地震の揺れが収まった後、しばらく校庭にとどまったことも、下校中の安全確保がなされていないとの判断に基づく必要な措置で、不相当とは言えない

▼市の広報車が高台への避難を呼び掛ける前に、津波の具体的な危険が予見可能だったとは言えないが、呼び掛けを聞いた段階で、津波襲来を予見したと認められる

▼教員らが目指した堤防付近の交差点は、津波襲来を予見した中での避難場所として不適當。学校の裏山に避難させるべきで、交差点に向かったことには、結果回避義務違反の過失がある